

和牛遺伝資源関連 2 法の遵守について

～ 家畜人工授精所の開設者の皆様へ ～

- ✓ 家畜改良増殖法
- ✓ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

目 次

○令和 2 年 1 0 月 1 日に施行された和牛遺伝資源関連 2 法について

- 1 家畜人工授精所の開設許可及び変更の手続き
- 2 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の管理
- 3 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の証明書の取り扱い
- 4 交付した授精証明書及び受精卵移植証明書の写しの保存
- 5 譲渡等記録簿
- 6 家畜人工授精簿等の保存期間
- 7 運営状況報告
- 8 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の譲渡契約

農 林 水 産 省
中国四国農政局畜産課
(令和 5 年 2 月改訂)



(中国四国農政局 HP へ)

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

令和2年10月1日に

和牛遺伝資源の管理・保護のための 新制度がスタートしました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の2法が令和2年10月1日に施行されました。

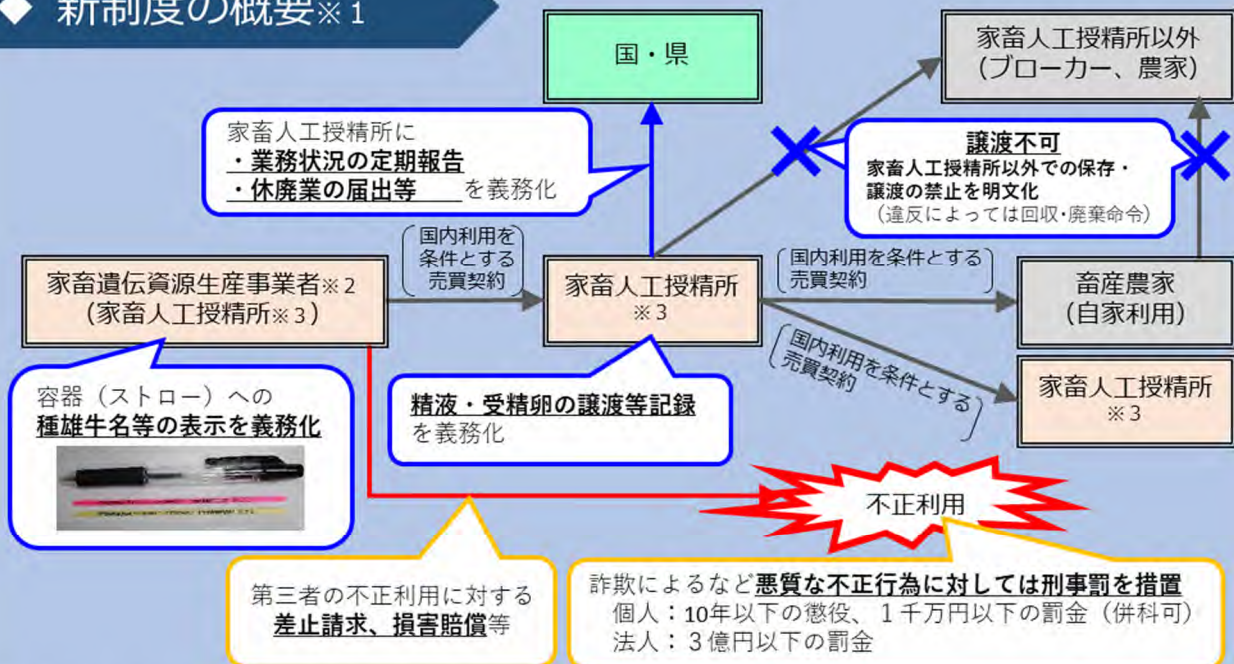
① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

➡ 精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

➡ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる
新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）

◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜(裏面参照)に係る制度の概要である。
※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。
※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。
注) 青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

和牛遺伝資源関連 2 法のポイント

1 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

- ・家畜人工授精所から生産・流通状況等の**行政への定期報告を義務化**
精液・受精卵について、**家畜人工授精所以外での保存禁止**を法定化
- ・和牛の精液等（告示で指定）については、**ストローへの種雄牛名の表示を義務化、在庫管理・譲渡等の記録を厳格化**
- ・新たな**規制への違反等に対する罰則**の導入（百万円以下の罰金等）

2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・精液・受精卵について、知的財産的価値の保護の観点から、
 - ① **詐欺・窃盗**により取得したものや、他人から預かったものを不正に取得したもの
 - ② 国内利用に限定する**契約に違反して輸出しようとしたもの**
 - ③ 上記①・②を使って**生産された子牛や受精卵**
 - ④ 更に、**上記③を使って生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵**等に対して**差止請求**ができることとする。
- ・また、①～④の精液等について、その後に**転売を受けた者**（不正な経緯を知っているか、重大な過失により知らなかった者が対象）に対しても**差止請求**ができることとする。
- ・上記の不正利用のうち、悪質なものについては、**刑事罰を措置**（②の契約違反型に係るものは対象外）
具体的には、
 - 個人は10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（両方の場合あり）**
 - 法人は3億円以下の罰金**

1 家畜人工授精所の開設許可及び変更の手続き

- 1 県から発行された家畜人工授精所の「開設許可証」及び「管理番号及び業務の別が記載された通知」は家畜人工授精所内に備え置き、大切に保管して下さい。
- 2 開設の許可の申請時から、以下の事項を変更する場合は、変更した日から 30 日以内に県知事に届け出る必要がありますので、速やかに県の担当者に連絡願います。
また、その際に開設許可証に記載している事項に変更がある場合は、開設許可証の書換交付申請が別途、必要となります。
- 3 なお、家畜人工授精所の設備や器具の更新（機種の変更）や器具の個数が増加する等、「軽微な変更」であると判断されるものについては、届け出は不要です。

【変更した場合に届け出が必要な事項】

- ① 開設者の氏名(個人)又は名称(法人)及び住所 ※
- ② 家畜人工授精所の名称及び住所 ※
- ③ 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号
- ④ 家畜の種類及びその業務の別 ※
- ⑤ 家畜人工授精所の構造、設備及び器具
- ⑥ 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

※①、②、④の変更がある場合は、開設許可証の書き換え申請が必要。

「業務の別」のうち、「家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存」について

■ 「家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存」は、保存している精液や受精卵を、

- ① 他者に譲渡(販売)をしている方
- ② 他者の飼養する雌畜に精液の注入や受精卵の移植を行っている方が選択する業務です。

■ 「家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務」、「体内受精卵の採取及び処理の業務」、「体外受精卵の生産に関する業務」には「保存」の概念が含まれるため、「家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存」の記載を省略することができます。

< 例 示 >	家畜人工授精師の業務	家畜人工授精所の業務
家畜人工授精技術 の提供	 他者への技術提供	 精液又は受精卵の 保存・他者への供給
家畜受精卵移植技術 の提供	 他者への技術提供	
保存・供給	—	

<家畜改良増殖法 抜粋>

(家畜人工授精所の開設の許可)

第 24 条 家畜人工授精所を開設しようとする者（次条において「申請者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。

(変更の届出等)

第 25 条の 2 家畜人工授精所の開設者は、第 24 条の許可に係る家畜人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した当該家畜人工授精所を再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び使用の停止)

第 26 条 都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から前条第 2 項の規定による廃止の届出があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、家畜人工授精所が第 25 条第 1 項第 1 号に該当するに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者が同項第 2 号若しくは第 3 号若しくは同条第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するに至つたとき若しくはこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

3 第 19 条第 3 項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

<家畜改良増殖法施行規則（農林水産省令） 抜粋>

(許可証の交付)

第 33 条 都道府県知事は、法第 24 条の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。

- 一 家畜人工授精所の管理番号
- 二 開設の許可の年月日
- 三 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
- 四 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 五 家畜の種類及びその業務の別

(許可証の備置き)

第 34 条 前条の規定による許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かねばならない。

(変更の届出等)

第 37 条 法第 25 条の 2 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次の事項（軽微な変更を除く。）とする。

- 一 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所
- 二 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 三 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号
- 四 家畜の種類及びその業務の別
- 五 家畜人工授精所の構造、設備及び器具
- 六 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

2 法第 25 条の 2 第 1 項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工授精所の開設者は、当該変更の日から三十日以内に、別記様式第 21 号による届出書に変更事項に係る書類を添えてその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

3 法第 25 条の 2 第 2 項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第 22 号による届出書をその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

2 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の管理

1 精液又は受精卵とそれぞれの証明書は、一体的に管理する必要があります。精液又は受精卵のストローの表示と証明書の記載内容が異なる場合（あるいは証明書が未添付の場合）は譲渡することができません。

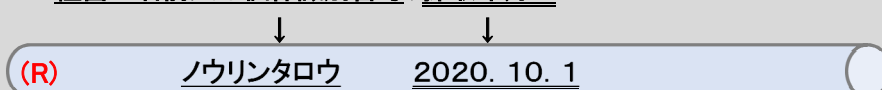
(1) 精液は、ストローに記載されている「種雄牛名」及び「採取年月日」と同じ記載がされた証明書を使用して下さい。

(2) 受精卵は、ストローに記載されている「受精卵証明書番号」等と同じ記載がされた証明書を使用して下さい。

■ 家畜改良増殖法の改正により、令和2年10月1日から、和牛の精液及び受精卵に、種畜の名前等の表示が義務づけられました。

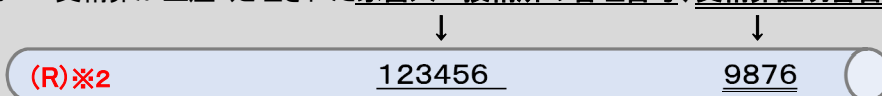
<精液ストローの表示(直接印字の例)>

義務化：種畜の名前又は個体識別番号、採取年月日



<受精卵ストローの表示(直接印字の例)>

義務化：受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号、受精卵証明書番号(※1)



※1 雌畜及び雄畜の名前又は個体識別番号、受精卵の採取年月日(体内)又は検査年月日(体外)を表示することも可能。

※2 特定家畜人工授精用精液等(和牛の精液及び受精卵)については、「国外への持出しの制限」の略称として「(R)」を表示することを推奨しています。

2 精液又は受精卵とそれぞれの証明書は、取り違いを起こさないようにするために、種雄牛名、採取年月日等が容易に分かるように区分管理を徹底して下さい。

3 証明書は、家畜人工授精簿に添付する等、適正に管理・保管して下さい。

4 譲渡等の際には、精液等と証明書が合っていることを当事者間で確認して下さい。また、定期的に在庫確認を行い、精液等の在庫数を把握するとともに、当該精液等と証明書が一致になっていることを確認して下さい。

5 証明書が添付されていない精液又は受精卵を家畜に注入又は移植することはできません。注入又は移植の前に、正しい証明書が添付されているかを確認して下さい。

6 使用済みの精液又は受精卵のストローは、当該使用済みの精液証明書又は受精卵証明書に添付する等、適正に管理・保管してください。

<家畜改良増殖法 抜粋>

(家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の譲渡等の制限)

第14条 前条第4項の封がなく、又は家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行つてはならない。

2 前条第4項の封がなく、又は家畜体内受精卵証明書若しくは家畜体外受精卵証明書が添付されていない家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならない。

(容器への表示)

第32条の4 獣医師又は家畜人工授精師は、第13条第4項から第6項までの規定により特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならない。

<家畜改良増殖法施行規則（農林水産省令） 抜粋>

(容器への表示事項)

第42条 法第32条の4の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 家畜人工授精用精液にあつては、次に掲げる事項

イ 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前

ロ 当該家畜人工授精用精液の採取年月日

二 家畜体内受精卵にあつては、次に掲げる事項

イ 当該家畜体内受精卵が処理された家畜人工授精所等の管理番号

ロ 〔略〕(牛の場合にあつては、当該家畜体内受精卵の採取に用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号(〔略]))

ハ 当該家畜体内受精卵の採取年月日

三 家畜体外受精卵にあつては、次に掲げる事項

イ 当該家畜体外受精卵が処理された家畜人工授精所等の管理番号

ロ 〔略〕(牛の場合にあつては、当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取に用に供した雌の家畜及び当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号)

ハ 当該家畜体外受精卵の検査年月日

2 〔略〕

3 第1項に規定する事項のうち次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める事項をもつてその事項に代えることができる。

一 第1項第2号ロ及びハ 家畜体内受精卵証明書番号

二 第1項第3号ロ及びハ 家畜体外受精卵証明書番号

<特定家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱いの確実な実施について>

(2生畜第1665号-1 農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知) 別添1 抜粋

1 特定家畜人工授精用精液等の保存時の区分管理の徹底について

家畜人工授精所の開設者は、以下に留意した上で適正に保存すること徹底すること。

(1) 家畜人工授精用精液

家畜改良増殖法第32条の2第1項に定める特定家畜人工授精用精液等のうち、家畜人工授精用精液については、種雄牛や採取年月日が異なるものと取り違えが起こらないよう、これらの生産ロット毎に仕切板等(ケインや角形キャニスター等を含む。以下同じ。)を活用した区分管理を徹底すること。

(2) 家畜体内(体外)受精卵

<家畜人工授精用精液と同じ。>

2 〔略〕

3 定期的な特定家畜人工授精用精液等と証明書の管理状況の確認について

家畜人工授精所の開設者は、自らの家畜人工授精所が所有する特定家畜人工授精用精液等とその証明書の整合性の確保を徹底するため、定期的に、棚卸やストロー表示事項と証明書の突合を行うとともに、証明書は使用済みと未使用を区分管理し、必要な時に速やかに照合できるよう適切に管理することを徹底すること。

4 〔略〕

3 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の証明書の取り扱い

- 1 精液又は受精卵に添付された証明書の「譲渡・経由の確認」欄は正しく記載して下さい。
記載されているべき内容が記載されていない証明書は、証明書としての効力がありません。

① Aが譲受した場合

(裏面)

② Aが譲受した精液を
更にBに譲渡した場合

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
「家畜人工授精用精液の生産者(所有者)」を記載	「譲受者(A所有者)」を記載
「譲渡者(A所有者)」を記載	「譲受者(B所有者)」を記載
「譲渡・経由」の欄は、所有権の移動履歴を記載して下さい。	
(参考) 注入又は体外授精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号 (免許番号)及び氏名	(県) 第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精 に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	使用時には、速やかに記載して下さい。
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

○ 自家採卵により生産した受精卵の「譲渡・経由の確認」欄の記載について

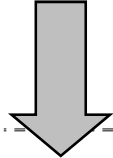
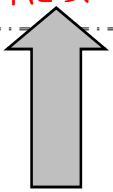
譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
■ 自家採卵により自家所有牛のみに移植する場合、受精卵の所有権が移動しないため「譲渡・経由の確認」の欄に自身(所有者)の氏名を記載する必要はありません(空欄で結構です)。	

2 精液の注入や受精卵の移植を行った後は、速やかに家畜人工授精簿へ記載して下さい。家畜人工授精簿は5年間保存する必要があります。また、使用した精液等の証明書は、授精証明書等の交付を求められるまでは、家畜人工授精簿に添付するなどして、適切に保管してください。

< 家畜人工授精簿のうち家畜人工授精用精液の注入に関する事項
(家畜改良増殖法施行規則様式第13号 その3) >

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

- 備考
- 1 〔略〕
 - 2 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要なときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
 - 3 〔略〕
 - 4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(〔略〕)を記載すること。



※体内(体外) 受精卵を移植した場合も同様に受精卵証明書を保管。

※ 家畜人工授精の記録は、上記の様式の項目を満たすものであれば、任意の様式(ExcelなどのPCソフトによる記録)を用いることもできます。
また、国において家畜人工授精簿の記載等が可能な精液等情報システムの構築・運用を進めています。

- 3 家畜人工授精所において、保管している使用済み（廃用等で使われなくなったもの）の家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書は、その悪用を防止するため、当該証明書が使用済みであるということが外見上も判別できるよう、証明書全体に消すことのできないペンで「×」と記載したり、使用済みであることを示すスタンプを証明書全体に押印したりするなどの措置を講じて下さい。

【例 1】

使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体に消すことのできないペンなどで×を記載

第 号
(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号	種畜の等級
名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
種類及び品種	
精液採取年月日	
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名	

【例 2】

使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体にスタンプを押印

第 号
(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号	種畜の等級
名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
種類及び品種	
精液採取年月日	
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名	

4 交付した授精証明書及び受精卵移植証明書

- 1 授精証明書又は受精卵移植証明書を交付した際は、その写し（コピー又は写真データ等）を保管する必要があります。

< 授精証明書（家畜改良増殖法施行規則様式第 17 号） >

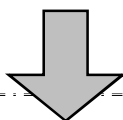
番 号

授 精 証 明 書

（書式省略）

備考

- 1 授精証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。
- 2、3 〔略〕



※ 体内（体外）受精卵移植証明書を交付した場合も同様に受精卵移植証明書を保管。

5 譲渡等記録簿

- 1 和牛の精液又は受精卵を取り扱う家畜人工授精所は、家畜改良増殖法の改正により、令和2年10月1日から、家畜人工授精所が保存する和牛精液等の「譲受け」、「譲渡し」、「廃棄」、「亡失」に関する事項を「譲渡等記録簿」に記載することが義務化されました。
- 2 「譲受け」には「搬入」が、「譲渡し」には「搬出」が含まれるため、農家や他の家畜人工授精所から預かっている和牛精液等の出入庫についても記録する必要があります。なお、他の農家が飼養する牛に注入する場合も「譲渡」です。
自身が飼養する牛に使用した場合は「利用」となり、譲渡等記録簿への記載は不要ですが、[7 運営状況報告]において、「利用数量」の欄に計上する必要があります。
- 3 譲渡等記録簿は、様式（第24号）の項目を満たすものであれば、任意の様式や書類を用いることもできます。その場合は、様式の項目が速やかに照合できるようにしてください。速やかに照合できない場合は、譲渡等記録簿を記載しているとはいえません。
- 4 「譲渡等記録簿」は「精液」（様式第24号その1）と「受精卵」（様式第24号その2）で様式が異なりますので、ご注意下さい。
- 5 和牛の精液等を譲受（購入等）する場合は、当該精液等が家畜人工授精所に保存されているものであることを確認してください。家畜人工授精所を開設していない場所（繁殖農家が所有する液体窒素保存容器等）で保存された精液等は、自家利用（自身が所有する牛への使用）しかできません。

6 家畜人工授精簿等の保存期間

書類名	保存期間
家畜人工授精簿	<u>5年間</u>
授精証明書 受精卵移植証明書	} の写し 家畜人工授精簿の保存期間と同様 <u>最低5年間保存願います</u>
譲渡等記録簿	
	<u>10年間</u>

< **家畜人工授精用精液** についての譲渡等記録簿 （家畜改良増殖法施行規則様式第 24 号 その 1） >

家畜人工授精所の管理番号

家畜人工授精所の名称及び所在地

譲渡・譲受等した 年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液 証明書番号	譲渡先又は譲受元の 家畜人工授精所の開 設許可の有無	譲渡先又は譲受元の 家畜人工授精所等の 管理番号又は氏名(名 称)・住所	譲渡、譲受等 の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

備考

- 1 〔略〕
- 2 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 3 〔略〕
- 4 「**譲渡、譲受等の内容**」の欄には、次の区分により番号を記載すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記録すること。

< **家畜受精卵** についての譲渡等記録簿 （家畜改良増殖法施行規則様式第 24 号 その 2） >

家畜人工授精所の管理番号

家畜人工授精所の名称及び所在地

譲渡・譲受等した 年月日	家畜受精卵を生産し た家畜人工授精所 の管理番号	家畜体内受精卵証明書 番号又は家畜体外受精 卵証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜 人工授精所の開設許可の 有無	譲渡先又は譲受元の家畜人 工授精所等の管理番号又は 氏名(名称)・住所	譲渡、譲受等 の内容	備考欄
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

備考

- 1 〔略〕
- 2 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 3 〔略〕
- 4 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 譲渡
 - 2 譲受
 - 3 廃棄
 - 4 亡失
- 5 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要となときに速やかに照合できるよう記録すること。
- 6 「家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号」の欄において、当該記載に係る家畜受精卵を収めた容器に、家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号ではなく、第 42 条第 1 項第 2 号ロ及びハが表示されている場合は、これらを同欄に記載すること(名前を記載する場合はカタカナで記載する。)

- ロ 〔略〕(牛の場合にあつては、当該家畜体内受精卵の採取に用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号)
- ハ 当該家畜体内受精卵の採取年月日

7 運営状況報告

- 1 全ての家畜人工授精所は、家畜改良増殖法の改正により、令和2年次以降、毎年、1月から12月までの期間の運営状況報告を作成し、翌年の4月末までに県知事に報告することが義務化されました。
- 2 和牛の精液等（様式第28号）については、家畜人工授精簿や譲渡等記録簿等を基に、毎月の生産数量、譲受数量、譲渡数量、利用数量、廃棄又は亡失数量、在庫数量を記載します。
なお、「精液」と「受精卵」を分けて、それぞれ作成する必要があることにご注意下さい。
- 3 和牛以外の牛、馬、めん羊、山羊又は豚の精液等（様式第29号）については、年間の譲渡・譲受の件数（契約単位）のみを記載して、作成して下さい。
- 4 国において構築・運用を進めている精液等情報システムを活用いただければ、運営状況の報告様式の作成・管理・出力が可能です。

< **和牛以外の精液等に係る運営状況報告**（家畜改良増殖法施行規則様式第29号） >の件数について

1	家畜人工授精所の管理番号	各件数は、1月から12月分を合計して、記載して下さい。
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類及びその業務の別	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した <u>件数</u>	
5	家畜人工授精用精液を譲受した <u>件数</u>	
6	家畜受精卵を譲渡した <u>件数</u>	
7	家畜受精卵を譲受した <u>件数</u>	

【記載方法】

○ 1畜種につき、1枚作成して下さい（例：乳用牛、豚で各1枚作成）。

○ 譲渡、譲受した件数（契約単位）について

（例1）精液生産者から50本の精液を購入（契約）し、複数回に分けて納品。

⇒ **【譲受件数】** 1件

（例2）A農家から1日に3頭の精液の注入を受注（契約）し、注入を実施。

⇒ **【譲渡件数】** 1件

< **和牛の精液等に係る運営状況報告**（家畜改良増殖法施行規則様式第 28 号） >

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年1月1日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：
- 3 **家畜人工授精所の業務の別：**
- 4 **報告対象物：**
- 5 前年 12 月 31 日時点の保存数量：
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位:本)	年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量													
譲受数量													
譲渡数量													
利用数量													
廃棄又は亡失した数量													
月末時点の保存数量													
備考													

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 **3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。**
 - 1 **家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務**
 - 2 **家畜体内受精卵の採取及び処理の業務**
 - 3 **家畜体外受精卵の生産に関する業務(家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)**
 - 4 **家畜体外受精卵の生産に関する業務(家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)**
 - 5 **家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存**
- 3 **4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。**
 - 1 **家畜人工授精用精液**
 - 2 **家畜受精卵**
- 4 **〔略〕**
- 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
- 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。
- 7 **〔略〕**

< **和牛以外の精液等に係る運営状況報告**（家畜改良増殖法施行規則様式第 29 号） >

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年1月1日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類 及び その業務の別	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 **3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。**
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 めん羊
- 3 **3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。**
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務(家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務(家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限って記載すること。

8 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の譲渡契約

1 令和2年10月に「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が施行され、和牛精液及び受精卵について、詐欺・窃盗により取得、譲渡等することや契約に違反して使用・譲渡等を行った者に対し、家畜遺伝資源生産事業者（以下「生産事業者」という。）が差止請求や損害賠償請求をできるようになりました。

このため、国では生産事業者に対し、生産した和牛精液等の使用等に当たり家畜改良増殖法の遵守や国外持ち出しの禁止等の利用制限を付した契約を販売先等と締結するように推奨しているところです。

和牛精液の契約による保護の状況

区分	生産事業者
都道府県	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、長野県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（計23県）
民間事業者	【岩手、群馬、岡山】 （一社）家畜改良改良事業団 【北海道】 （一社）ジェネティクス北海道、 （株）十勝家畜人工授精所 【青森】 （有）小比類巻家畜診療サービス 【三重】 A G ジャパン（株） 【島根】 （有）かつべ種畜牧場 【佐賀】 佐賀県農業協同組合 【鹿児島】 （株）牛の上別府、（有）上別府種畜場、久留須和牛人工授精所、（株）郷原種畜牧場、（株）古城種畜場、（有）坂元種畜場、（有）徳重義種畜場、（有）徳重和牛人工授精所、（株）萩原人工授精所、羽子田家畜人工授精所、（有）馬場種畜牧場
など	

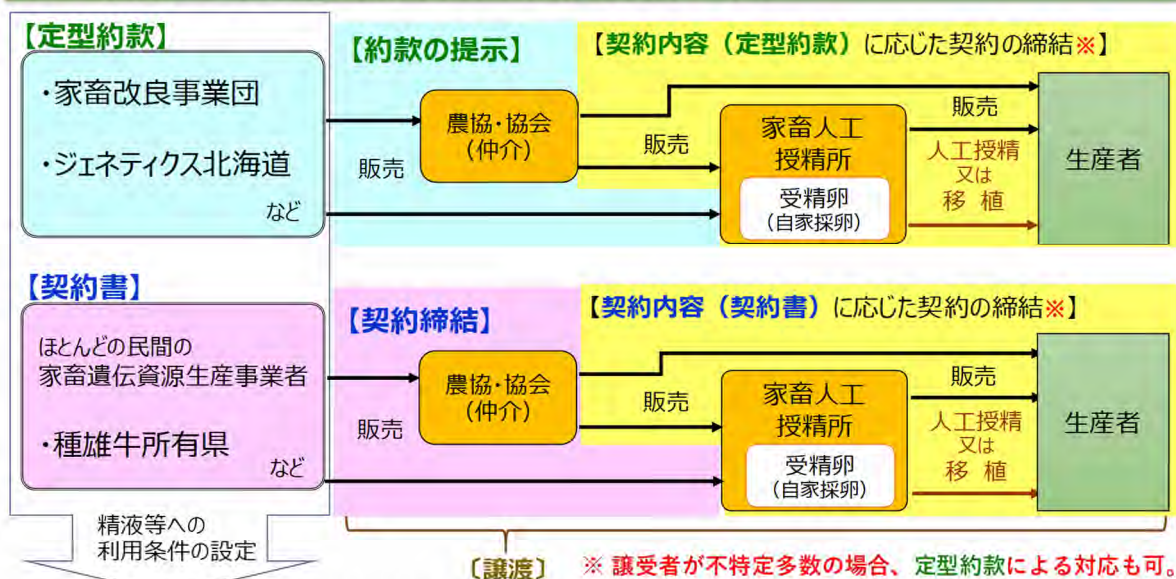
県内利用に限定されている県有牛精液

都道府県	品種	開始年月日	備考
宮城県	黒毛和種	R2. 11. 25	全ての県有牛。
岐阜県	黒毛和種	H6. 12. 20	全ての県有牛。
兵庫県	黒毛和種	R2. 4. 1	全ての県有牛。
鳥取県	黒毛和種	H27. 3	一部は鳥取県と契約締結の上、県外へ譲渡。
山口県	黒毛和種	R2. 4. 9	一部は（一社）家畜改良事業団を通じて県外へ譲渡。
高知県	褐毛和種	H18. 7. 11	一部は（一社）家畜改良事業団を通じて条件付きで県外へ譲渡。
長崎県	黒毛和種	H23. 4. 1	一部は（一社）家畜改良事業団を通じて県外へ譲渡。
宮崎県	黒毛和種	H24. 4. 2	全ての県有牛。
鹿児島県	黒毛和種	H4. 1. 1	全ての県有牛。

- ・上記県有牛についても「広域後代検定」等で県外に流通している場合があります。
- ・上記以外の生産事業者（県を含む）は、利用範囲を国内に限定しています。
- ・各生産事業者により、別途、利用目的等に関する制限が規定されています。

資料：農林水産省畜産局畜産振興課調べ（令和4年1月末現在）

和牛精液及び和牛受精卵の利用条件に係る譲渡契約について



和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款（事例）

第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはなりません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければなりません。

【参考】

一般社団法人家畜改良事業団がホームページで公開している 「和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款」

この約款（以下「本約款」といいます。）は、一般社団法人家畜改良事業団（以下「当団」といいます。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当団から譲り受ける皆さま（以下「ユーザー」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、ユーザーと当団との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の関係に適用させていただきます。

第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければいけません。

第4条（規約の変更）

当団は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本規約を変更することができるものとします。

※一般社団法人家畜改良事業団のホームページから引用。

2 契約締結のほか、利用制限を明示する方法として、家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書の欄外に制限の内容を記載することも可能です。

また、契約を締結した場合でも、家畜遺伝資源の流通過程にいる譲受者においても、契約により付した制限が判別可能となるよう、家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書の欄外に契約内容、契約内容を掲載したウェブサイトのアドレス又は生産事業者の電話番号を記載することもできます。